議案第132号

伊賀市立学校設置条例の一部改正について

伊賀市立学校設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成27年12月１日提出

伊賀市長　岡　本　　栄

記

伊賀市立学校設置条例の一部を改正する条例

伊賀市立学校設置条例（平成16年伊賀市条例第236号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「｜伊賀市立鞆田小学校　　｜伊賀市中友田1000番地　　｜」を削る。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。